

学術情報ネットワークに関する規則等の構成

◆ 学術情報ネットワークに関する規則は3つあり、下記の階層構成となっています。

学術情報ネットワーク加入規程



機関の長が加入申請

学術情報ネットワークの加入に必要な
加入者の資格, 申請, 承認, 遵守事項を定める

管理者IDを発行

学術情報ネットワーク加入細則



LAN管理責任者

機関のLAN管理責任者が利用申請

規程を実施するための細則的, 技術的事
項を定める

SINET3ネットワークサービスガイドライン

サービスを利用するために必要な事項を定める

ネットワークサービス共通ガイドライン

IPv4サービス
利用ガイドライン

利用サービスID

IPv6サービス
利用ガイドライン

利用サービスID

L3/L2VPN
利用ガイドライン

利用サービスID

L1/LIOD
利用ガイドライン

利用サービスID

共同研究
ガイドライン

トラフィック提供
ガイドライン

利用サービスID

利用サービス管理者

以上を理解の上, サービス利用の手続きを行う

SINET3サービス利用者の定義とその役割



加入機関
LAN管理責任者

- a) 対外接続機器を管理し、機器の設置場所に入退室できる
- b) 学内の光ケーブルの調整ができる
 - b)は、光ケーブルの線番管理の権限をもっている、もしくは線番管理の権限を有する人(例えば施設担当者)と調整して利用者のためにケーブルを確保することができる



利用サービス管理者

利用サービス管理者は、利用を承認されたサービスを管理する者をいう。
(国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入細則 第2条四号)



VPN利用グループ
代表者
(L3/L2VPNサービスのみ)

VPN利用グループ： 研究・教育等を目的としてL3/L2VPNサービスを利用する、複数の加入機関にまたがる利用者の集まり

代表者： 利用手続きを行うにあたって、VPN利用グループを代表する者
(VPNサービス利用ガイドライン2.(1))

SINET3サービス利用者の定義とその役割

